

新潟市水道局入札参加者 各位

新潟市水道局  
総務部 技術管理室

## 主任技術者の専任要件の緩和措置について

当局においては、主任技術者の専任要件の緩和について国の通知等を踏まえ適正な運用を行ってきたところであります。この度、記載事項を一部変更しましたのでお知らせいたします。

### 1 専任を要する主任技術者の兼任

#### (1) 兼任が認められる条件

- ①国、県、市町村が発注する工事
- ②密接に関連する工事<sup>※1</sup>で、工事箇所が概ね10km程度の全ての公共工事対象
- ③兼任可能件数は発注機関相互で2件まで

※1 密接に関連する工事とは、工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は、施工にあたり相互調整を要する工事

#### (2) 提出書類

契約締結後、「専任を要する主任技術者兼任届」を発注課に提出。

- ・兼任する工事の当初契約写し（変更している場合は変更契約書も添付）
- ・兼任箇所図(現場間の自動車通行経路を記載し経路距離を明記。同一箇所の場合不要)

### 2 留意事項

#### (1) 各工事における運用の判断や疑義への対応は発注部署にて行います。

➤工事の難易度などを理由に兼任不可が設計時に判断した場合、施工条件総括表の制約条件関係・明示事項（その他）へ明記されます。

#### (2) 下請総額4,000万円以上の工事は専任の監理技術者であり兼任は不可となります。ただし、同一の専任の監理技術者が兼任できる工事として、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられるので、これら複数の工事を一つの工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。

(3) 兼任する工事において、受注者の責によらないやむを得ない事由により、専任を要する監理技術者への途中交代が必要となった場合は、交代を認めます。

ただし、交代による技術者の技術力が同等以上に確保され、工事の継続性・品質確保などに支障が無い事とします。

### 3 適用

令和元年 12 月 1 日以降から適用します。

### 4 総合評価方式について

総合評価方式では契約前に配置技術者を事前に提示してもらうため、入札参加者の主任技術者の兼任可否判断は行っておりません。契約後の兼任をお考えの場合は、複数人の配置予定技術者の申請をお願いします。なお、特別な理由が無い限り配置技術者の変更は認められません。

正当な理由が無い兼任が、発覚した場合は、工事成績評定の減点を行います。

### 5 問い合わせ

#### 【本措置全体に関して】

・新潟市水道局 総務部 技術管理室 電話 0120-411-002

#### 【契約した工事が本措置に該当するかなどに関して】

・各発注部署